

公立大学法人国際教養大学中期計画

I 中期計画の期間

2010(平成22)年4月1日から2016(平成28)年3月31日までの6年間

II 教育研究に関する目標を達成するための措置

1 教育の質の向上及び充実

(1) 卓越した外国語運用能力の養成

- ① 英語集中プログラム(EAP※1)において学術英語の基礎力を強化し、総合的運用能力を養成する。
- ② 卒業時までTOEFL(※2)600点相当以上を取得することを目途に、英語運用能力の段階的な向上を図る。
- ③ 学習達成センター(AAC※3)を活用しTOEFL目標スコア到達を支援する。
- ④ 言語異文化学習センター(LDIC※4)を活用した自主的な語学学習を推進する。
- ⑤ 母国語に加え、英語及び第2外国語を習得し、その言語学習を通じて異文化を理解する「複言語主義(※5)」を推進する。
- ⑥ 海外留学や留学生との共同生活等を通じて実践的外国語運用能力の向上を図る。

☆ 数値目標

- ・ 入学1年以内のTOEFL500点以上取得率：95%以上
- ・ 入学2年以内のTOEFL550点以上取得率：85%以上
- ・ 卒業時におけるTOEFL600点相当以上取得率：75%以上

(2) 「国際教養」教育の推進

(2) - 1 グローバルな教養

- ① 「国際教養」教育に対する深い理解と認識に基づく教育を実施する。
- ② グローバルな視点(社会科学的視点、人文学的視点、経験的方法、量的論証、批判的思考方法)を習得する人材を育成する。
- ③ プレゼンテーション、ディベート、グループワーク(※6)等を通じて発信力を養成する。
- ④ 体系的な履修計画に基づく原則1年間の留学プログラムを実施するとともに、留学先となる海外提携校の拡大やデュアル・ディグリー(※7)などの留学プログラムの多様化を図る。
- ⑤ 自国民としてのアイデンティティ確立を目指し、各地域の文化や歴史に関する学習機会を提供する。

(2) - 2 基盤教養教育

- ① 「人文科学」、「社会科学」、「数学・自然科学」、「芸術・文化」、「世界の言

語」など幅広い基礎知識の修得により多角的な視点を養成する。

- ② 歴史、法学、政治学、社会学、数学・理科、音楽・美術、英語以外の外国語など、専門教養教育への架け橋となる基礎的学習能力を習得させる。
- ③ 日本研究科目及び東アジア関係科目の学習やプロジェクトワーク（※8）を通じ日本への理解を深化させる。
- ④ 英語以外の外国語学習を強化し、学生のコミュニケーション能力の向上を図る。

(2) - 3 専門教養教育

(2) - 3 - 1 グローバル・ビジネス課程

- ① 経済学及びビジネス全般に関する体系的な基礎知識と理論を習得させる。
- ② 金融論、国際ビジネスなどに関するグローバルな視点からの理解を深めさせる。
- ③ 経済、ビジネス、金融の分野においてグローバル規模で起きている諸課題の総合的理解と問題発見・解決能力を養成する。

(2) - 3 - 2 グローバル・スタディズ課程

- ① 北米、東アジアなど地域に関する教育研究及び国際連合などの国際機関やNGO（非政府組織）などに関するトランスナショナルな教育研究（※9）を推進する。
- ② 二国間関係、多国間関係、紛争予防や国際報道などの具体的問題に関する理論と応用を修得させる。
- ③ 地域の問題を理解し、その解決に資するため、地域言語を高いレベルで習得させる（複言語主義）。
- ④ 環境、貧困、人権などグローバルな規模で起きている諸課題に関する総合的な理解と問題発見・解決能力を養成する。

(2) - 4 教職課程

- ① 英語科教員に必要な理論的知識、実践的技術の修得とともに使命感に満ちた教員として必要な資質・能力を養成する。

(3) 留学生に対する教育の充実

- ① 留学生の日本語能力レベルに応じた授業科目を提供し、授業を通じた日本語能力の向上を図る。
- ② 日本研究科目及び東アジア関係科目の学習やプロジェクトワークを通じ日本への理解を深化させる。
- ③ 秋田県内及び東北各地域で行なわれる様々な交流会、奉仕活動、行事等への積極的な参加を通じ地域との交流を深めさせる。

(4) グローバル・コミュニケーション実践に係る専門職大学院教育

① 英語教育実践領域

「英語が使える日本人」を育成できる英語教員、「コミュニケーション能力」を育成できる英語教員の養成及びリカレント教育（※10）を実践する。

- ② 日本語教育実践領域
高度な専門知識と実践力を有し、国内外の日本語教育機関等において即戦力となる日本語教員を養成する。
- ③ 発信力実践領域
メディア及びコミュニケーションに関する理論的実践的教育研究とインタビュー、交渉、ディベート、通訳などの技法の習得により、英語による国際報道や国際広報における発信力を養成する。

2 学生の確保

(1) 県内外からの学生の受け入れ

- ① 戦略的広報の展開
 - ア 各種メディアやホームページ、大学パンフレット等を活用した大学広報を推進する。
 - イ オープンキャンパスの実施等により積極的に見学者を受け入れ、本学の教育内容、キャンパスライフ等の周知を促進する。
 - ウ 全国主要都市において大学説明会を開催するとともに、高校訪問や出前講座を実施する。
- ② 他の国公立大学から独立した日程による一般選抜試験や多様な特別選抜試験を継続する。
- ③ 本学への入学を希望する多くの受験生や外国人留学生の期待に応えるため、入学定員を現在の150名から175名に拡大する。
- ④ 県内出身入学者の着実な拡大
 - ア 県内高校訪問や出前講座、個別説明会を実施するとともに、オープンキャンパスへの参加や県内高校の施設利用など本学訪問機会の拡大等により、本学の周知を促進する。
 - イ グローバル・セミナー（※11）の実施や本学交換留学生との交流促進により、県内高校生の国際社会や本学への関心度の向上に努める。
 - ウ 県内高校生を対象した各種セミナーを実施するなど、県内高校と連携しながら県内高校生の英語力向上を推進する。
 - エ 県内高校生を対象としたグローバル・セミナー選抜（※12）の募集人員を定数化するとともに、推薦入学試験等における県内出身者の募集人員枠を継続する。

☆ 数値目標

- ・ 一般選抜試験倍率：5倍以上
- ・ 県内出身入学者数：35名以上

(2) 留学生の受け入れ

- ① 本学認知度の国際的向上
 - ア 英語版のホームページや広報関係の充実を図る。
 - イ 各国の大学関係者が集まる国際的なイベントや留学生フェアなどにおける広報活

動を積極的に展開するとともに、本学留学経験者に対して継続的に情報提供を行う。

② 既提携校との関係強化と新提携校の戦略的拡大

ア 既提携校との関係強化を図るとともに、サマープログラムなどにより短期留学生を積極的に受け入れる。

イ 本学のパートナーに相応しい大学を選定し、学生のみならず教職員の交流の可能性も視野に入れた戦略的な取組みにより、毎年5校を目途に新たな提携校を拡大する。

③ 外国人留学生選抜試験や国費留学生制度を通じて正規留学生の確保を図る。

☆ 数値目標

・海外提携校数：130大学（目標年度：平成27年度）

(3) 社会人等学生の受け入れ

① 本学施設利用者や講演会参加者等に対して科目等履修生（※13）や聴講生制度を積極的に周知する。

② 社会人選抜試験や編入学試験の広報を推進する。

(4) 大学院学生の受け入れ

① 各種メディアを活用した広報やJICA等の関係機関との連携による広報を推進する。

② 県内英語教員に対する入学金免除制度の継続や土曜開講、長期履修制度などにより社会人大学院学生の確保を図る。

3 学生支援

(1) 学習の支援

① 学生の修学段階に応じて、教員が適切な助言を行なうアドバイザー制度の充実・定着化を図る。

② 「学習達成センター（AAC）」における大学院学生によるティーチングアシスタント（TA）などを活用した学生の履修計画の達成を支援する。

③ 図書館の蔵書・各種資料の充実と365日24時間オープン体制の維持及び更なる利便性向上を図る。

④ 言語異文化学習センター（LDIC）における教材の充実とTOEFLスコアの向上や英語以外の言語習得を支援する。

(2) 学生生活の支援

① 学生生活支援の充実

ア 学生が抱える心身の問題に対応するため、教職員、カウンセラー、看護師等が連携した学内セーフティネットを構築する。

- イ 経済的に困難な学生に対する授業料減免や奨学金貸与の斡旋などを継続するとともに、寄附金を財源とした本学独自の奨学金制度を拡充する。
- ウ 学生のニーズを的確に把握し、キャンパス環境や学外へのアクセスの向上を図る。
- エ 学生寮・学生宿舎の効率的運用を図るとともに、拡充についての検討を進める。

② 課外活動支援の充実

- ア 学生会やクラブ・サークル活動等に対する多様な支援を実施する。
- イ 地域貢献や国際交流などに関し、学生が主体的に活動できる機会や情報を幅広く提供するとともに、国際会議等に参加する学生に対して経済的な支援を行う。

☆ 数値目標

- ・ 学生アンケートにおける「学生支援」に関する満足割合：80%以上

(3) 進路指導及びキャリア支援

- ① 基盤教養教育科目としてキャリアデザイン科目（※14）を段階的に履修させるとともに、インターンシップ（※15）を奨励し、社会人として必要な能力や職業選択能力を高める。
- ② 各界の第一線で活躍する外部講師や社会人講師による講義や学生との相談の機会を通じて、社会人として働くことの意味、組織の役割や機能、個人の役割等を理解させる。
- ③ 学内での企業説明会などにより多様な企業情報を提供するとともに、留学前後の個別進路相談会など、きめ細やかなキャリアサポートを推進する。
- ④ 公務員試験や国際機関への就職対策を充実させる。
- ⑤ 国内外の大学院進学希望者に対する進学支援を強化する。
- ⑥ 県内企業や商工会議所等との連携を強化し、県内でのインターンシップの拡大や海外展開を目指す県内企業等と学生とのマッチングを推進する。

☆ 数値目標

- ・ 卒業生の就職・進学率：100%

4 研究の質の向上及び充実

(1) 「国際教養」教育に資する研究の推進

① 教育向上にかかる研究の推進

- ア 国際系大学（国際基督教大学、早稲田大学国際教養学部、立命館アジア太平洋大学等）や海外提携校などの教育・研究機関と連携し、「国際教養」教育にかかる教育システム・教授法等の研究や学生支援に係る研究開発等を推進する。
- イ 各教員への教育研究費の支給により専門分野での研究を促進し、研究成果の教育への反映を図る。
- ウ プロジェクト研究費を活用し、教育内容の向上、教育プログラムの開発を推進する。

- ② FD（ファカルティ・ディベロップメント）（※16）活動を積極的に推進し、教育の質的向上、教育プログラムの改善を図る。

（2）研究成果の集積と公表

- ① 各教員の教育研究成果について、「大学出版会（※17）」による出版物等により、国内外の高等教育機関をはじめ、広く世界に発信する。
- ② 各教員の論文や雑誌への寄稿、講演録等をまとめた冊子を作成し、広く県民に提供する。
- ③ 学内の各研究センターの研究成果の発信を強化する。

（3）学術交流の促進

- ① 国際系大学や海外提携校などの教育・研究機関と連携し、共同研究や学術交流を促進する。
- ② 国際会議、ワークショップ等を開催し、本学の研究成果等をグローバルに発信する。
- ③ 提携校をはじめとした海外の大学からの教員や研究者の招聘を推進する。

Ⅲ 社会貢献に関する目標を達成するための措置

1 教育機関との連携

（1）地域の学校等との連携

- ① 県内自治体と連携し、小中学校等における英語教育の支援や本学留学生との派遣交流を更に推進する。
- ② 県内高校への出前講座や、高校生を対象とした英語力向上のための各種セミナー等を実施する。
- ③ 県教育委員会と連携し、英語教員の教育力向上のための取組みを推進する。

☆ 数値目標

- ・留学生の小中学校等との交流（受入れ・派遣）回数：200回／年

（2）県内高等教育機関との連携

大学コンソーシアム（※18）への参画や県内3大学協定（秋田大学、秋田県立大学及び本学）に基づき、高大連携授業や公開講座を実施し、高校生や一般県民の知的好奇心の向上を支援する。

2 国際化推進の拠点

（1）卒業生及び留学生ネットワークの形成

留学生を含む同窓会組織のネットワーク化を強化・推進し、大学や秋田県関係の情報発信を強化する。

（2）東アジア交流等の促進

- ① 環日本海地域を含む東アジア地域に関する実践的な調査研究を行う「東アジア調査研究センター」を設立する。
- ② 国際シンポジウムの開催や本学出版物等を通じた世界への情報発信を強化する。
- ③ 県内自治体や企業などとの連携強化と、海外で活躍する人材育成を支援する。
- ④ 本学教員や留学生等を県内教育機関や地域のイベント等へ派遣し、国際交流、異文化理解を促進する。
- ⑤ 東アジア地域をはじめとした留学生の県内大学への受け入れ準備及び県内における外国人の日本語能力向上に資するために「日本語教育センター」の設置を検討する。

3 地域社会との連携

(1) 多様な学習機会の提供

- ① 県民の知的好奇心の向上や地域活性化に資するため、県内各地での公開講座等の開催や講師派遣を実施する。
- ② 学内で開催される外部講師による特別講義等について、可能な限り一般県民に公開する。

☆ 数値目標

- ・公開講座等開催回数：10回以上／年

(2) 地域活性化への支援

- ① 「東アジア調査研究センター」の調査研究成果について、海外展開を目指す県内企業に積極的に情報提供等を行う。
- ② 地域環境研究センター（CRESI※19）を中心に、自治体等と連携して地域活性化策の提案を行う。
- ③ 起業家リーダーシップ研究育成センター（CELS※20）を接点として、国内外の起業家と地域との結びつきによる地域活性化を支援する。

(3) 大学資源の活用と開放

- ① 本学の教員や地域貢献活動に関する情報発信、広報活動を強化し、関係団体や地域と連携した活動を推進する。
- ② 図書館、言語異文化学習センター（LDIC）やサテライトセンター（※21）を広く県民に開放するとともに、多目的ホールなど本学各種施設を利用した各種イベントの実施や誘致を推進する。
- ③ 秋田の情報受発信の拠点となるキャンパスタウン形成の可能性について研究する。

IV 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置

1 業務運営の改善及び効率化

(1) 組織運営の体制

- ① 大学経営会議及び教育研究会議の定例的な開催と機動的運営により、的確かつ迅速な

大学の意思決定を行う。

- ② 各種委員会組織の活動を強化するとともに、大学構成員や本学関係者からの意見、アイデアが大学運営に反映する仕組みを構築する。

(2) 大学運営の高度化

- ① 自己点検・評価や県地方独立行政法人評価委員会等の外部評価に基づき、業務内容や組織の改善を着実に実施する。
- ② 学生による各種評価、調査、アンケート結果を大学運営へ反映するシステムを確立する。

(3) 人事の最適化

- ① 教職員について評価制度に基づく任期制、年俸制を維持しながら、本学独自のテニユア制（※22）を導入する。
- ② FD活動を計画的に実施するとともに、サバティカル制度（※23）を導入する。
- ③ SD（スタッフ・ディベロップメント※24）活動を計画的に実施するとともに、職員の本学学部、大学院の授業の受講や学外組織との研修・交流を促進する。
- ④ 県の派遣職員縮減計画を踏まえながら、国内外からの公募によるプロパー職員の確保を計画的に推進する。

2 財務内容の改善

(1) 財政基盤の強化

- ① 教育内容の充実や教育環境の整備等の現状を踏まえ、その維持・向上を図るため、授業料等の大学が徴収する料金について適正な金額に設定する。
- ② 外部資金の確保
 - ア 本学の支援者の拡大を図り、大学独自の奨学金制度の財源となる寄附金の確保を推進する。
 - イ 外部競争資金や受託事業の確保について組織的に取り組む。

(2) 経費の節減

- ① 業務内容や事務処理手続の点検・見直しを行うとともに、費用対効果の向上が見込まれる業務については外部委託を推進する。
- ② 光熱水費やコピー経費などの事務的経費について一層の節減を実施する。

3 自己点検評価等の実施及び情報公開

(1) 自己点検評価等

自己点検・評価を毎年実施するとともに、県地方独立行政法人評価委員会および認証評価機関（※25）に加え、本学独自の外部評価委員による多面的な外部評価を効率的

に実施する。

(2) 情報公開

- ① 教育研究活動、大学経営等の状況、及び中期計画の進捗状況や自己点検・評価、外部評価結果等についてホームページ等により積極的に情報を公開する。
- ② ホームページの充実やマスメディアに対する情報提供を積極的に行い、本学の社会貢献活動等に関する情報発信を強化する。

4 その他業務運営に関する重要事項

(1) 安全管理体制の整備

- ① リスク管理に関する基本的指針に基づく個別対応マニュアルの策定を進め、定期的な研修や訓練を実施する。
- ② 法令遵守の徹底
ア SD、FDや、学生に対するオリエンテーションを通じ、法令やガイドラインの遵守を徹底させる。

(2) 教育研究環境の整備

- ① 施設管理規程に基づき、施設設備の維持管理を適切かつ効率的に行う。
- ② 学生寮・学内アパート等の居住環境や各学内施設の連絡路の整備、確保に努める。
- ③ IT関連システムの整備を計画的に実施する。

V 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算(平成22年度～平成27年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	6,588
自己収入	3,970
授業料等収入	2,962
その他収入	1,008
受託研究等収入	90
施設整備補助金	0
積立金繰入	0
計	10,648
支出	
教育研究経費	1,877
人件費	6,719
一般管理費	1,872
受託研究等経費	90
資産整備費	90
計	10,648

[注] 授業料等収入については、平成22年度の入学定員を150名、平成23年度から平成27年度までの入学定員を175名で積算している。

2 収支計画(平成22年度～平成27年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,613
教育研究経費	1,877
受託研究等経費	90
人件費	6,719
一般管理費	1,872
減価償却費	55
収益の部	10,613
運営費交付金収益	6,498
授業料等収益	2,962
受託研究等収益	90
寄附金収益	18
資産見返負債戻入	55
雑益	990
純利益	0
積立金取崩額	0
総利益	0

3 資金計画(平成22年度～平成27年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	10,648
業務活動による支出	10,558
投資活動による支出	90
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	10,648
業務活動による収入	10,558
運営費交付金収入	6,498
授業料等収入	2,962
受託研究等収入	90
寄附金収入	18
積立金繰入収入	0
その他収入	990
投資活動による収入	90
運営費交付金収入	90
施設費補助金収入	0
積立金繰入	0
財務活動による収入	0

VI 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受け入れの遅延等に対応するため、短期借入金の限度額を1億円とする。

VII 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

VIII 剰余金の使途

剰余金は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善を図るための経費に充てる。

IX 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

中期目標・中期計画を達成するために必要となる施設・設備の整備や老朽度合を勘案した施設・設備の改修を行う。

(2) 人事に関する計画

- ① 常勤の教職員の募集は広く国内外からの公募を原則とし、その人員計画については、留学生を含めた学生の総数、質の高い少人数教育の実現、教育カリキュラムの改善等に柔軟に対応した教職員の配置を行う一方、人件費の抑制に努める。
- ② 教職員の能力および人件費を最大限有効に活用するため、業績評価に基づく年俸制を継続する。また、任期制により終身雇用制の弊害を回避する一方、優秀な人材の確保を目的に本学独自のテニユア制を導入する。

(3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

積立金は、教育研究の推進及び学生生活の充実を図るための施設、設備、備品等の整備に関する経費に充てる。

(4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

【 語句の説明 】

※	語 句	説 明
1	英語集中プログラム (EAP)	English for Academic Purposes の略。学術目的のための英語習得。国際教養大学では全ての授業が英語で行われるため、入学後全員が英語集中プログラムにより、大学の講義を聞き、理解し、自ら発言して自分の考えを述べ、論文等をまとめることのできる英語力＝アカデミック・イングリッシュを身に付ける。
2	TOEFL (トーフル)	Test of English as a Foreign Language の略。英語を母国語としない人を対象とした、英語圏（主としてアメリカ、カナダ）の大学、大学院に入学して学業を修めるだけの英語力があるかどうかを測る試験。教育方面の英語能力が測定される。現在、アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリアなどの大学4,400校以上で、英語を母国語としない入学志願者にTOEFLスコアの提出を求めている。
3	学習達成センター (AAC)	Academic Achievement Center の略。 学生が学業に関する目標を達成しようとする際に、困難を抱えてしまった場合やより高いレベルの目標を目指す場合に、個別に学習を支援するシステム。訓練を受けた大学院生のティーチングアシスタント (TA) や、学部生のピアチューター (Peer Tutor) がニーズに応じた具体的指導を行う。
4	言語異文化学習センター (LDIC) (エルディアイシー)	言語異文化学習センター (Language Development and Intercultural Studies Center の略)。国際教養大学図書館内に設置されており、パソコン、DVDなどを活用し、学生が専門教員のアドバイスを受けながら、個々の能力に応じた学習計画によって自主的に語学を学ぶことができる施設。
5	複言語主義	英語では、「plurilingualism」という。欧州評議会（言語政策部門）によって造られた新語。ある人間が、一つ以上の言語にある程度の複合的な能力を持ち、コミュニケーションのための言語を自分の第一言語に限定しないで運用できる個人の能力・価値を表す用語。
6	グループワーク	グループのプログラム活動に参加することでメンバー間相互が影響を受け、個人が成長、発達する学習の過程。授業時間中に適宜グループに分かれ、グループ毎に問題点の整理や見解の集約などを行う活動。
7	デュアル・ディグリー	一定期間を2つの大学や大学院で学ぶと、同時にそれぞれの卒業資格（学位）が得られる制度。「ジョイント・ディグリー」、「ダブル・ディグリー」と呼ばれることもある。

8	プロジェクトワーク	学習者が自分達で話し合っって課題設定や課題解決のための計画をたて、インタビューや資料収集、情報収集などの作業を行い、作業の結果を持ち寄って一つの成果品(報告書、発表、ビデオなど)にまとめる学習活動。
9	トランスナショナルな教育研究	EU、ASEAN、NAFTA 等の地域協力機構から、国際連合、UNESCO、UNHCR (国連難民高等弁務官) 等の国際機構について、また、紛争解決、人権問題、経済援助、民主化支援等の問題まで、世界の新しい動きを学び、世界平和の確立に貢献しようとする最も新しい教育・研究。
10	リカレント教育	学校教育を修了した社会人に対する、職業能力の向上や人間性を豊かにするための高度で専門的な教育。「リカレント」は循環や回帰という意味で、青少年期に限らず生涯にわたる教育機会という趣旨。
11	グローバル・セミナー	国際教養大学の教職員による世界的な諸問題に関する講義を提供する秋田県内の高校3年生向けのセミナー。参加者は、多様な文化や言語、歴史や社会、国際関係など幅広い知識を得ると同時に、留学生を含む学生との交流や学内の図書館や宿泊施設の利用により、国際教養大学の雰囲気を経験することができる。セミナー終了後に提出したレポートについては、教員が添削の後、参加者に返却する。
12	グローバル・セミナー選抜	グローバル・セミナー参加者を対象とした国際教養大学独自の入学者選抜試験。秋田県内の高校3年生で、かつ、グローバル・セミナーに参加した者を対象とし、セミナーでのレポートの成績、面接、高校からの調査書などを元に合格者を決定する。
13	科目等履修生	特定の授業科目を履修する者。教授会の議を経た上で学長からの入学が許可される。履修期間は1年以内。一定の単位取得により、大学評価・学位授与機構(大学等の評価や学位授与を行う独立行政法人)の認定による学位取得も可能。
14	キャリアデザイン科目	学校教育と職業生活との円滑な接続を図るため、職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるための教育(キャリア教育)のうち、キャリアデザイン科目については、学生それぞれが自らの人生設計、目標設定、就職活動の心構え、働くことの意義、国内外の雇用情勢などについて理解を深めるために、基盤教養教育科目として開講されている。
15	インターンシップ	学生が、在学中、みずからの専攻分野や将来のキャリアに関連した企業で、就業体験を行う制度。

16	FD (エフディー、ファカルティ・ディベロップメント)	大学教員 (faculty member) が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。取組は極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業視察、授業方法についての研究会、新任教員のための研修会など。大学設置基準改正に伴い、これまで義務化されていた大学院に加え、平成20年度から、大学においても、各大学が組織的に実施することが義務付けられた。
17	大学出版会	国際教養大学の学術の振興と普及に資するとともに学術の国際交流に寄与することを目的として設立された学内組織。各教員の研究成果の公開発表や重要な学術研究の成果の刊行を行っている。
18	大学コンソーシアム (大学コンソーシアムあきた)	県内の大学等が連携・交流することにより、教育・研究の活性化や、地域貢献活動を推進することを目的に、平成17年3月に県内の13高等教育機関により設立された連携組織。(平成21年4月1日現在、14高等教育機関で構成。) なお、コンソーシアムとは「共同事業体」や「共同研究体」という意味。
19	CRESI (クレッシー)	国際教養大学の地域環境研究センター (Center for Regional Sustainability Initiatives の略)。県内の自然や文化などの環境・観光資源に関する学術的調査・研究や、その活動成果の地域への還元と地域活性化への展開を目的として設立された学内組織。
20	CELS (セルズ)	国際教養大学の起業家リーダーシップ研究育成センター (Center for Entrepreneurship and Leadership Studies for Regional Economies の略)。起業やリーダーシップに関する研究を通じて、学生への教育と地域への貢献に資することを目的に設置。
21	サテライトセンター	大学の知的資源を県民が広く活用できるよう秋田市内に国際教養大学が開設しているサテライトオフィス。英語をはじめ中国語・韓国語・ロシア語・モンゴル語の語学教材を揃えるなど県民の外国語学習のサポートを行っている。国際教養大学の教員や留学生が定期的にワークショップを開催しており、県民の多言語・多文化交流の場として活用されている。
22	テニュア制	米国などでは終身在籍権を認めることと解され、厳正な審査を通過し、準教授以上になった者に与えられる。日本では、通常、定年までの長期雇用契約制を示す。

23	サバティカル制度	長期間勤務した者に長期の研究期間（通常半年から1年）を与える制度。米国などでは7年以上勤務した者を対象とすることが多い。
24	SD （エスディー、スタッフ・ディベロップメント）	大学事務職員の能力開発。大学運営の改革・改善には、教育研究分野のみならず、財務・学務等を担う職員（Staff）の資質・能力の向上が不可欠とされる。
25	認証評価機関	学校教育法第69条の4の規定により文部科学大臣が認証した機関で、独立行政法人大学評価・学位授与機構、財団法人大学基準協会などがある。国際教養大学は平成20年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構の認証評価を受けている。